

# 【 橋 梁 】 定期点検の結果に基づく修繕の実施

県が管理する橋梁については、5年に1回の頻度で定期点検を実施しており、その結果から橋梁毎の健全度を評価しています。

この結果に基づき、健全度の悪い施設から優先的に修繕を実施しています。

## 《定期点検の概要》

- ◆ 点検対象 : 15m以上の橋梁 1,318橋

健全度評価区分

健全度	健全度評価の内容
I	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

良  
↓  
悪

## 《定期点検結果（健全度評価）》

- ◆ 健全度評価は、I～IVの4段階評価を実施しており、H26.7月から5年に1回の頻度での近接目視による定期点検が義務化され、平成30年度までに1巡目の法定点検が完了した。
- ◆ 修繕の対象となる「健全度Ⅲ」の185橋※については、引き続き、修繕を実施していきます。  
※修繕を実施している箇所も含まれています。

点検結果（健全度評価）

健全度区分	施設数 (基)	割合
健全度 I	495	38%
健全度 II	638	48%
健全度 III	185	14%
健全度 IV	0	0%
計	1318	100%

修繕により  
健全度を  
回復します

健全度の割合

